官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○ぶどう糖の日本農林規格の一部を改正する件（農林水産一一五二）　一
○ぶどう糖についての取扱業者の認証の技術的基準の一部を改正する件（同一一五三）　一
○飲食料品及び油脂の格付の表示の様式及び表示の方法の一部を改正する件（同一一五四）　二
〔その他告示〕
○消防法施行規則第四条の四第五項に規定する防炎表示登録表示者の公示に関する件（消防庁五）　二
○バングラデシュ人民共和国における選挙支援計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件（外務二七四）　三
○中華人民共和国産並びに台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域産ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対する関税定率法第八条第五項に規定する調査開始の件（財務一九七）　三
○雇用保険法第十八条第一項及び第二項の規定に基づき同条第四項に規定する自動変更対象額を変更する件（厚生労働二〇一）　五
○雇用保険法第十九条第二項の規定に基づき同条第一項第一号に規定する控除額を変更する件（同二〇二）　五
○雇用保険法第六十一条第七項の規定に基づき同条第一項第二号に規定する支給限度額を変更する件（同二〇三）　五
○雇用保険法第六十一条の十二第九項の規定に基づき、雇用保険法第六十一条の十二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める額を定める件の一部を改正する件（同二〇四）　五
○重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第六条第一項及び第二項の規定に基づき、対象防衛関係施設等として指定した件（防衛一六九）　六
○防衛省関係重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則第六条の規定に基づき、対象施設の管理者として指定した件（同一七〇）　六
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（中国地方整備局五六）　七
〔人事異動〕
内閣　内閣府　最高裁判所　八
〔叙位・叙勲〕　八
〔官庁報告〕
産業　日本産業規格（経済産業省）　九
〔公告〕
諸事項　官庁　有権者申出方関係　裁判所　相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　会社その他　二六

法規的告示

○農林水産省告示第千百五十二号

日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第五条において準用する同法第三条第一項の規定に基づき、ぶどう糖の日本農林規格（平成二年農林水産省告示第千四百十二号）（ＪＡＳ一四一二）の一部を次のように改正し、同法第七条第一項の規定に基づき、公示する。

令和七年七月二十二日

農林水産大臣　小泉進次郎

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

附　則

（施行期日）

1　この告示は、令和七年八月二十一日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の際現にこの告示による改正前のぶどう糖の日本農林規格により格付の表示が付されたぶどう糖及び附則第三項の規定に基づき格付の表示が付されたぶどう糖については、なお従前の例による。

3　この告示の施行の日から起算して、一年を経過した日までに行われるぶどう糖の格付については、この告示による改正前のぶどう糖の日本農林規格の規定の例によることができる。

○農林水産省告示第千百五十三号

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第二十五条（同令第五十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、ぶどう糖についての取扱業者の認証の技術的基準（平成十二年農林水産省告示第千三百三十五号）の一部を次のように改正する。

令和七年七月二十二日

農林水産大臣　小泉進次郎

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

附　則

（施行期日）

1　この告示は、令和七年八月二十一日から施行する。

（経過措置）

2　ぶどう糖の日本農林規格の一部を改正する件（令和七年七月二十二日農林水産省告示第千百五十二号）附則第三項の規定に基づき格付を行う場合におけるぶどう糖についての取扱業者の認証の技術的基準については、なお従前の例による。